軽度者への福祉用具貸与の例外給付について

平成28年4月

1 軽度者への福祉用具貸与

要支援1、要支援2及び要介護1の方(以下「軽度者」)への福祉用具貸与費については、その状態像から見て使用が想定しにくい一部の種目(以下「対象外種目」)において原則算定できません(自動排泄処理装置については要介護3以下)。

2 軽度者への例外給付①

しかしながら、利用者等告示(平成27年厚生労働省告示第94号)第31号のイに定める 状態像に該当する者については、軽度者でもあっても例外的に算定することができます。 表1(平成12年老企第36号)

表 1 (平成 1 2 年名正第30号)			
対象	於種目	厚生労働大臣が定める者のイ	厚生労働大臣が定める者のイに該 当する基本調査の結果
ア	車いす及び 車いす付属品	次のいずれかに該当する者 (一)日常的に歩行が困難な者 (二)日常生活範囲における移動の支援が特に 必要と認められる者	基本調査1-7 「3. できない」 —
7	特殊寝台及び 特殊寝台付属品	次のいずれかに該当する者 (一)日常的に起きあがりが困難な者 (二)日常的に寝返りが困難な者	基本調査1-4 「3. できない」 基本調査1-3 「3. できない」
ウ	床ずれ防止用具 及び体位変換器	日常的に寝返りが困難な者	「3. できない] 基本調査1-3 「3. できない]
I	認知症老人徘徊感知機器	次のいずれにも該当する者 (一)意見の伝達、介護者への反応、記憶・理解のいずれかに支障がある者 (二)移動において全介助を必要としない者	基本調査3-1 「1.調査対象者が意見を他者に伝達できる」以外 又は 基本調査3-2~3-7 のいずれか 「2.できない」 又は 基本調査3-8~4-15 のいずれか 「1.ない」以外 その他、主治医意見書において、認知症の症状がある旨が記載されている場合もっと 「4.全介助」以外
オ	移動用リフト (つり具の部分 を除く)	次のいずれかに該当する者 (一)日常的に立ち上がりが困難な者 (二)移乗が一部介助又は全介助を必要とする 者 (三)生活環境において段差の解消が必要と認 められる者	基本調査1-8 「3. できない」 基本調査2-1 「3. 一部介助」又は「4. 全介助」
カ	自動排泄処理装 置	次のいずれにも該当する者 (一)排便が全介助を必要とする者 (二)移乗が全介助を必要とする者	基本調査2-6 「4.全介助」 基本調査2-1 「4.全介助」

2 軽度者への例外給付②

アの(二)、及び才の(三)については、該当する基本調査項目がないため、主治 医から得た情報及び福祉用具専門相談員のほか軽度者の状態像について適切な助言 が可能な者が参加するサービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメントによ り、ケアマネジャーが判断します。市への確認依頼書の提出は不要です。

なお、この判断の見直しについては、ケアプランに記載された必要な理由を見直す 頻度(必要に応じて随時)で行ってください。

3 軽度者への例外給付③

上記①②の例外にかかわらず、次の i)~iii)までのいずれかに該当する旨が医師の医学的な所見に基づき判断され、かつ、サービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメントによって軽度者への対象外種目の貸与が特に必要であると判断された場合には、市が書面により確認することによって算定が可能となります。

表2(平成12年老企第36号)

- i)疾病その他の原因により、状態が変動しやすく、日によって又は時間帯によって、頻繁に利用者等告示31号のイに該当する者
 - 〈例:パーキンソン病の治療薬によるON・OFF現象〉
- ii)疾病その他の原因により、状態が急速に悪化し、短期間のうちに頻繁に利用者等告示31号のイに該当することが確実に見込まれる者

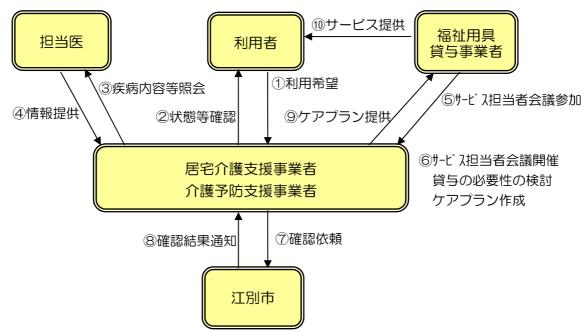
〈例:がん末期の急速な状態悪化〉

- iii)疾病その他の原因により、身体への重大な危険性又は症状の重篤化の回避等 医学的判断から頻繁に利用者等告示31号のイに該当すると判断できる者 〈例:ぜんそく発作等による呼吸不全、心疾患による心不全、嚥下障害による 誤嚥性肺炎の回避〉
- 注)括弧内の状態は、あくまでもi)~iii)の状態の者に該当する可能性のあるものを例示したにすぎず、括弧内の状態以外の者であっても、i)~iii)の状態であると判断される場合もあります。

例外給付③には、市町村確認依頼書の提出が必要です。適正であると判断された場合には、原則、確認申請日以降の算定が可能となります。なお、確認結果は文書にて担当ケアマネジャー宛てに送付します。

例外給付事務の流れ (イメージ) は次のとおりです。

軽度者への例外給付事務の流れ



① 利用希望

福祉用具貸与の利用を希望する利用者は、居宅介護(介護予防)支援事業者(以下「居宅介護支援事業者等」という。)へ相談する。

② 状態等確認

居宅介護支援事業者等は、利用者の身体状況や生活状況を確認する。

③ 疾病内容等照会(聴取)

居宅介護支援事業者等は、利用者が福祉用具貸与を必要とする原因となった疾病の担当医に、 利用者が「福祉用具貸与の例外的な給付の対象とすべき状態像」に該当するかどうか照会する。

④ 情報提供

担当医は、居宅介護支援事業者等の照会に対し必要な情報提供を行う。

⑤ サービス担当者会議参加

福祉用具貸与事業者は、居宅介護支援事業者等からの案内に基づき、サービス担当者会議に参加する。

⑥ サービス担当者会議開催・貸与の必要性の検討・ケアプラン作成

居宅介護支援事業者等は、サービス担当者会議を通じ担当医からの情報提供を基に、福祉用 具貸与が利用者の自立支援に効果的であるか検討し、ケアプラン原案を作成する。

⑦ 確認依頼

居宅介護支援事業者等は、サービス担当者会議における検討結果を踏まえ、福祉用具貸与の 必要性があると判断した場合は、江別市介護保険課へ必要書類を添付し確認依頼書を提出する。

⑧ 確認結果通知

江別市は、認定調査等情報を基に提出書類の確認を行い、福祉用具貸与の例外給付の妥当性 について検討し確認結果について居宅介護支援事業者等へ通知する。

⑨ ケアプラン提供

居宅介護支援事業者等は、江別市から送付された確認結果通知に基づきケアプランを確定させ、福祉用具貸与事業者へ提供する。

⑪ サービス提供

福祉用具貸与事業者は、ケアプランに基づきサービス提供を開始する。

4 利用者の身体状況の変化等による再度の市町村確認について

以下のいずれかの変更があった場合には、再度市町村による確認を受けてください。

- ① 認定の更新、区分変更により要介護度に変更が生じたとき。
- ② 要介護度に変更がない場合でも、表2のi)~iii)の状態像に変化が生じたとき。
- ③ 貸与する福祉用具の追加・変更が生じたとき。ただし、同一品目における軽易な変更の場合は不要。
 - 例) 特殊寝台を借りていたが付属品も新たに借りたい⇒再度確認申請が必要 マットレスを柔らかいものから固いものに変更 ⇒再度の申請は不要

5 その他

- ・軽度者への対象外種目の福祉用具貸与はあくまでも例外給付です。専門的な見地 から貸与の必要性を十分に検討してください。
- •特殊寝台を必要とする状態像は、起き上がりや寝返りが困難な者です。「布団からの立ち上がりが困難」といった場合には、まず一般寝台の利用を検討し、医学的所見から一般寝台と異なる機能(主に背上げや足上げ機能)が必要な場合に特殊寝台を検討してください。
- ・市の確認が必要なケースにおいて、確認がないまま軽度者への福祉用具の例外給付が行われていた場合には、不適切な算定として返還を求めることがあります。